

【第一問】－50 点－

問 1（25 点）

本問の(1)は道府県民税利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の納税義務者についての理解度を問うものであり、その主なポイントは次のとおりである。

- ・ 道府県民税利子割の納税義務者は、利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける個人であること。ただし、非居住者が支払を受ける利子等については課税されないこと。
- ・ 道府県民税配当割の納税義務者は、特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するものであること。
- ・ 道府県民税株式等譲渡所得割の納税義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するものであること。

本問の(2)は道府県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割の税率についての理解度を問うものであり、その主なポイントは次のとおりである。

- ・ 利子割、配当割、株式等譲渡所得割のいずれも、税率は5%であること。

本問の(3)は道府県民税利子割、配当割、株式等譲渡所得割の徴収方法についての理解度を問うものであり、その主なポイントは次のとおりである。

- ・ 利子割の徴収は特別徴収の方法によるものであり、道府県は、利子等の支払又はその取扱いをする者で道府県内に営業所等を有するものを当該道府県の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。特別徴収義務者は、利子等の支払の際、利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、その納入金を当該道府県に納入する義務を負う。
- ・ 配当割の徴収は特別徴収の方法によるものであり、道府県は、特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者を当該道府県の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、納入金を当該特定配当等の支払を受ける個人が当該特定配当等の支払を受けるべき日現在における当該個人の住所所在の道府県に納入する義務を負う。なお、源泉徴収選択口座内配当等の場合は、特別徴収義務者は、配当の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在の住所地の都道府県に対し、翌年 1 月 10 日までに特別徴収した税額を納入する。
- ・ 株式等譲渡所得割の徴収は特別徴収の方法によるものであり、道府県は、選択口座が開設されている金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において道府県に住所を有する個人に対して当該特定株式等

譲渡対価等の支払をするものを当該道府県の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日までに、納入金を当該特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人が当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における当該個人の住所所在の道府県に納入する義務を負う。また、対象譲渡等により、源泉徴収口座内通算所得金額が、源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、その満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

本問の(4)は配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除についての理解度を問うものであり、その主なポイントは次のとおりである。

- ・ 道府県及び市町村は、所得割の納税義務者が住民税の申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の基礎となった特定配当等の額について配当割を課された場合又は特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について、株式等譲渡所得割額を課された場合には、その配当割額又は株式等譲渡所得割額につき、道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額を、その者の所得割の額から控除する。
- ・ 上記により控除されるべき金額で、所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、市町村は、その控除することができなかった金額を還付し、又はその納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当する。

問2（25点）

本問は、個人の市町村民税の非課税措置について、その意義及び概要についての理解度を問うものであり、その主なポイントは次のとおりである。

- ・ 個人住民税の非課税措置は、担税力のない又は著しく薄弱である者についてまで税負担を求めることは適当ではないとの趣旨から設けられているものであること。
- ・ 非課税の範囲として、地方税法の本則において、次のとおり定められていること。
 - (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
 - (2) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者
 - (3) 地方税法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下である者
- ・ 「地方税法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下である者」については、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い市町村の条例で定める金額以下である者に対して、均等割を非課税とするものであり、「市町村の条例で定める金額」の基準は、次のとおりで

あること。

- ① 基本額として定める一定金額に、その者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に、10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に、加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。
 - ② ①の基本額として定める一定金額は、35 万円を超えない範囲内において 35 万円に、加算額として定める一定金額は、21 万円を超えない範囲内において 21 万円に、それぞれ、前年の 12 月 31 日現在の生活保護の地域の級地区分ごとに、総務省令で定める率（1 級地：1.0、2 級地：0.9、3 級地：0.8）を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。
- ・ 以上の非課税措置のほか、地方税法の附則において、当分の間、前年の総所得金額等の金額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。）の数に一を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額）以下である者に対しては、所得割（退職所得の分離課税に係る所得割を除く。）を非課税とすることとされていること。
 - ・ 上記の所得割の非課税措置に併せて、前年の総所得金額等の金額が非課税基準額を若干上回ることにより所得割が課され、その結果、総所得金額等から市町村民税及び道府県民税の所得割の算出税額の合計額を控除した金額が、非課税基準を下回ることのないように、下回る額を算出税額から控除するという所得割の税額調整措置が講じられていること。

【第二問】－50 点－

地方税法における個人の住民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割が課されることとされている。このうち、所得割については、所得税法の所得計算等により算出した総所得金額等に、地方税法の所得控除、税額控除等を適用し、課税総所得金額及び所得割の税額を算出することとされている。

本問は、個人の住民税について、所得税法の所得計算、地方税法の所得控除、税額控除等の計算、現年分として特別徴収されることとなる税額の計算等、個人の住民税の総合的な理解を問う問題であり、その主なポイントは次のとおりである。

- (1) 給与所得、事業所得、配当所得、譲渡所得、利子所得、山林所得、雑所得の計算
- (2) 退職所得の課税の特例の計算
- (3) 各種所得控除の適用判定
- (4) 住民税非課税判定 等